

社会福祉法人津市社会福祉協議会広報紙広告掲載実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、津市社会福祉協議会広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告は全体を黒線の枠で囲み、枠を含めた広告の大きさは1枠あたり縦5.5cm、横9cmとする。

(広告の表現)

第3条 広告は、要綱第3条第1項の規定によるもののほか、次に掲げる表現に留意し、作成しなければならない。

- (1) 誤解を与えるおそれがないもの
- (2) 不快感を与えるおそれがないもの

(広告の掲載位置等)

第4条 広告を掲載する位置は、広報紙の本会が指定した位置とする。

2 掲載する広告の枠数は2枠以下とする。

(広告掲載料金)

第5条 広告掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠あたり1回 15,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の募集方法)

第6条 広告掲載を申請する者（以下「申請者」という。）の募集は、本会ホームページ及び広報紙等により公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設けたとき、または広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 第1項の規定に関わらず、会長は公募を行うにあたって、要綱第3条第2項各号に該当しない者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 申請者は、本基準を承諾した上で、広報紙広告掲載申請書（様式第1号）を本会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 広告掲載の申請が可能な広報紙及び申請期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「つ社協だより」 4月1日発行号 前年4月1日から前年12月28日まで
- (2) 「つ社協だより」 8月1日発行号 1月4日から5月1日まで
- (3) 「つ社協だより」 10月1日発行号 1月4日から7月1日まで
- (4) 「つ社協だより」 1月1日発行号 前年1月4日から前年10月1日まで

3 申請は本会総務課への持参又は郵送によるものとし、受付時間は申請期間内の祝日・休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする。なお、掲載の可否にかかわらず申請書類は返却しない。

4 本会が申請を受理した後に、掲載を希望する「つ社協だより」の発行日が変更となった場合は、本会は当該「つ社協だより」への申請を取り消すものとする。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順位による。

(1) 本会会員の広告

(2) 企業または自営業者のうち、津市内に事業所等を有する者の広告

(3) 前号に掲げる者以外の広告

2 前項の順位が同一の場合は、広告掲載回数が多いものを優先し、なおも順位が同一の場合は、津市社会福祉協議会広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）において広告の内容を審査の上、決定する。

(広告案の費用負担等)

第9条 広告案の作成は、申請者の責任において行い、その費用は申請者が負担するものとする。

(広告掲載の決定等)

第10条 会長は、第7条の規定による申請があった場合は、委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告を掲載しようとする広報紙の発行日から過去1年以内に発行された広報紙への掲載を許可された広告と同一又は同一とみなされる広告については、会長が認めた場合、前項の審査を省略することができる。

3 会長は、広告掲載の可否を決定した時は、その結果を広報紙広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広報紙広告不掲載決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(広告修正による許可)

第11条 会長は、広告の修正又は必要書類の追加提出を条件として掲載を許可することができる。修正又は必要書類の追加提出はその都度本会が指定した期日（以下「期日」という。）までに行い、修正の場合は修正後の広告を提出するものとする。修正又は必要書類の追加提出の指示に従わない場合又は期日を超過した場合は、会長は広告掲載許可を取り消すことができるものとする。

(掲載料金の納入)

第12条 申請者は、会長が指定する期日までに、掲載料金を一括して納入しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者への催告その他何らか

の手続きを要することなく、広告掲載許可を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料金の納付が無いとき。

(2) 申請者が要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により広告掲載許可を取り消した場合には、本会は、申請者に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(掲載料金の返還)

第14条 既納の掲載料金は返還しないものとする。ただし、申請者の責めに帰さない理由により広告掲載許可を取り消したときは、既納の掲載料金を当該申請者に返還するものとする。

2 前項ただし書の規定により返還する掲載料金には、利子は付さない。

(広告原稿の入稿)

第15条 広告原稿は、申請者において作成し、出力見本を添えてデータ (Word、Excel、GIF、JPEG のいずれか) で入稿することとする。なお、広告原稿に写真や画像が含まれている場合は、写真や画像のデータも提出することとする。

(校正)

第16条 入稿後の校正については、本会の指定する期間内に行うものとする。指定する期間内に修正依頼が無い場合は、本会は申請者が修正を行わないものと判断する。

2 校正による修正は、広告掲載許可を得た内容から逸脱しないと会長が認める範囲に限る。

(基準の変更による修正)

第17条 会長は、第2条、第3条、要綱第3条第1項又は第2項に規定する基準の変更等により、広告の内容が基準を満たさなくなった場合は、申請者に対して内容の修正を求めることができる。

2 申請者が本会の指定する修正期日までに前項の修正を行わない場合、会長は広告掲載許可を取り消すことができる。

(広告掲載申請の取下げ)

第18条 申請者は、第7条に定める申請期間内に限り、広報紙への広告掲載申請を取り下げることができる。なお、会長が必要と認める場合はこの限りではない。

2 前項の規定により申請を取り下げるときは、申請者は広報紙広告掲載取下げ申請書 (様式第4号) を会長に提出するものとする。

(免責)

第19条 広報紙への広告掲載又は広告掲載許可の取消し等により発生した損害等について、本会は申請者及び第三者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(申請者の責務)

第20条 申請者は、広報紙へ掲載する広告の内容に関する問合せへの対応のほか、一切の責任を負うものとする。

2 申請者は、広告が掲載された広報紙が本会ホームページ等へ掲載されることを承諾するものとする。

(委任)

第21条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に申請された広告については、平成29年7月1日発行号への申請は書面による手続きを経て平成29年8月1日発行号への申請へ変更することができ、その他の号への申請は有効とする。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年9月15日から施行する。